

2005 年 11 月 17 日

第 11 回犯罪被害者等基本計画検討会事前意見

国立精神・神経センター精神保健研究所

中島聡美

1. 犯罪被害者等基本計画（案）に関する意見

(1) V 重点課題に関わる具体的施策第 1、1. 及び 2.における修文意見

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第 12 条関係）

〔現状認識〕

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、~~健康な~~身体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、

2. 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 13 条関係）

〔現状認識〕

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、~~健康な~~身体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、

（理由）

被害以前から身体疾患、障害等かかえている被害者もあり、「健康」をあえて強調しなくてもよいと思われる。また「健康な」という言葉がなくても犯罪の影響が過小に評価されるとは思われず、十分に意図は通じるものと考えられる。

- (2) 「V.第 5 1.国民の理解の増進」において、「今後講じていく施策」で「犯罪被害者週間にあわせた集中的な啓発事業の実施」が（8）に位置づけられているが、「犯罪被害者週間」の実施は新しい施策で非常に大きな意味があることからこれを(1)としたらどうか。前後の関係から、(8)～(14)を(1)～(7)とすることを提案する。なおその際には、p66 の「犯罪被害者等の要望に係わる施策」の順序も変更する必要があると思われる。

2. 「検討のための会」検討事項について

- (1) 3つの「検討のための会」における調査審議を束ねる役割を有し、検討状況の総合的な監視を行うような組織を設けるべきかどうか

上記について意見

「犯罪被害者等施策推進会議」の所掌事務として 施策の実施状況の検証・評価・監視、フォローアップの実施があげられていることから、3つの「検討のための会」の調査審議は推進会議の所掌義務に含まれるものと思われるが、推進会議において、具体的にきめ細かい検討を行うことが困難であればそれを行う委員会のようなものが必要かと思われる。

- (2) それぞれの「検討のための会」に入るべき有識者構成員の性格（求められる専門分野等）及び行政機関の職員のレベル

上記について意見

検討課題について実態をよく理解している有識者が加わる必要があると思われる。ただし、常時ではなく、その課題が取り上げられる時に参加する形式がとられてもよいと思う。被害者等の意見を反映させるためには、すべての検討会において、犯罪被害者等当事者の会関係者及び、被害者支援団体関係者は参加していることが望ましいと思われる。

さらに、とりあげられる課題を踏まえて必要と思われる専門分野を以下にあげた

各国の犯罪被害者補償について詳しい専門家

各国の犯罪被害者の社会福祉制度、支援活動について詳しい専門家

性暴力被害及びDV等女性の被害の支援団体あるいは専門家

子どもの犯罪被害、児童虐待の支援団体あるいは専門家

犯罪等による後遺障害者の当事者の会、支援団体あるいは専門家

3. それぞれの「検討のための会」において検討されるべき事項

上記について意見

基本計画検討会での審議及び、パブリックコメントを踏まえて基本計画案で取り上げられていない項目についてのみあげた。

「経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討」

- ・ 海外で犯罪被害にあった際の支援と費用負担、補償のあり方についての検討
- ・ 心理カウンセリングなど医療保険適応外の精神・身体の回復に必要とされるサービスの費用補償についての検討

「必要な情報・支援等を途切れなく受けることができる体制作りのための検討」

- ・ 被害者等がアクセスしやすい支援や情報の窓口をコミュニティベースで、どのように構築するかということについての検討